

工事現場における新型コロナウイルス感染症対策の取組み

- ・令和2年5月1日現在、緊急事態宣言下ではあるものの、公共工事は社会安定維持の観点から継続が求められる事業として国の対処方針に位置付けられているところです。^注
- ・新山梨環状道路の建設に係る各工事現場内では三密（密閉・密集・密接）の回避を前提に、次の取組みによって新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行っています。

● 作業員の体調管理の把握など

危険活動表や新規入場者調査表を用いて、その日の健康状態や行動履歴を確認・把握



非接触式赤外温度計を現場事務所に常備し、いつでも検温可能に



感染症予防ポスターを現場事務所や安全掲示板に掲示し、予防対策を啓発

注：新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条の規定に基づき定められている。
「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年4月16日）

工事現場における新型コロナウイルス感染症対策の取組み

● 現場内における感染症予防対策

消毒液・石鹸・うがい薬等を常備



うがい・手洗いの徹底



現場事務所内の換気の徹底、対人距離 2 m以上の確保



工事現場における新型コロナウイルス感染症対策の取組み

● 近隣への配慮

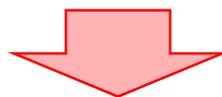


休憩などで現場から離れる際には
マスク着用を徹底し、自らを守り・相手を守る
行動を遵守するよう指導の実施

万が一にも現場がクラスター源とならないよう、
ここで示した対策を万全に実施するよう
心がけの徹底

● 感染が疑わしい者が発生した場合の対応

「新型コロナウイルス感染症専用相談ダイヤル」又は最寄りの保健所へ連絡し、
同時に発注者（新環状道路建設事務所）へ連絡



感染が判明した場合は保健所の指導に従い、適切な措置を講じる

今後も近隣住民の方々への配慮を心がけ作業して参りますので、
引続き新山梨環状道路東部区間事業にご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。